

江南区地域福祉計画・江南区地域福祉活動計画
「江南区ふれあい・ささえあいプラン」推進委員会開催要綱

(目的)

第1条 この要綱は、江南区地域福祉計画・江南区地域福祉活動計画「江南区ふれあい・ささえあいプラン」(以下「計画」という。)を推進していくにあたり、次に掲げることについて、市民、関係団体、学識経験者からの幅広い意見を聴取するため、江南区地域福祉計画・江南区地域福祉活動計画「江南区ふれあい・ささえあいプラン」推進委員会(以下「推進委員会」という。)を開催する。

- (1) 計画の策定及び計画に対する進行管理と評価に関すること
- (2) 計画実践の支援に関すること
- (3) その他計画推進に関すること

(委員構成)

第2条 委員会は、委員20人以内をもって構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 地域住民組織の代表者
- (2) 地域福祉関係団体の代表者
- (3) 地域福祉関係事業者の代表者
- (4) 市民
- (5) 学識経験者
- (6) 前各号に掲げるほか計画の推進に関して知識・経験を有する者

(委員任期)

第3条 委員の任期は、原則3年とする。ただし、委員が任期の途中で交代した場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。ただし、通算の在任期間が6年を超えて再任することはできない。

(委員長及び副委員長)

第4条 推進委員会には委員長1名及び副委員長1名を置き、委員長は委員の互選によって定める。また副委員長は委員長の指名によって定める。

2 委員長は、推進委員会の会議を進行する。

3 副委員長は、委員長が欠けるとき、又は委員長に事故があったときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進委員会は、必要に応じて市長が招集する。

2 市長が必要であると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見または説明を聞くことができる。

(分科会)

第6条 推進委員会は、具体的な計画の推進や課題を個別に検討するため、分科会を開催することができる。

(守秘義務)

第7条 推進委員会委員及び部会員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事務局)

第8条 推進委員会の事務局は、江南区役所健康福祉課及び江南区社会福祉協議会に置く。

(庶務)

第9条 推進委員会の庶務は江南区役所健康福祉課で行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成21年11月2日から施行する。

2 この要綱施行後最初に委嘱された第3条第2項の委員の任期は、第4条の規定に関わらず平成23年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。